

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒 薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇三（略）</p> <p>三の二 一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド（別名プログアニル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド塩酸塩として一〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒 薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（新設）</p>

三の三・三の四

四〇十六 (略)

劇薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇二十四の二十九 (略)

二十四の三十 一―(四―クロロフェニル)―五―(一―メチルエチル) ビグアニド (別名プログアニル) の製剤であつて、一錠中一―(四―クロロフェニル)―五―(一―メチルエチル) ビグアニド塩酸塩として一〇〇mg以下を含有する内用剤

二五〇五五の十八 (略)

三の二・三の三

四〇十六 (略)

劇薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇二十四の二十九 (略)

(新設)

二五〇五五の十八 (略)

五十五の十九 (三RS・一bRS)―九・一〇―ジメトキ

シ―三―(ニ―メチルプロピル)―三・四・六・七―テトラ

ヒドロ―一H―ピリド「ニ・一―a」イソキノリン―二―

―bH)―オン(別名テトラベナジン)及びその製剤

五十五の二十―五十五の二十二 (略)

五十六―五十九の五 (略)

五十九の六 セルトリズマブ ペゴル及びその製剤

五十九の七・五十九の八 (略)

六十―九十八の二 (略)

九十八の三 (六S)―六―(プロピル「ニ―(チオフェン―

ニ―イル)エチル」アミノ)―五・六・七・八―テトラヒド

ロナフタレン―一―オール(別名ロチゴチン)及びその製剤

九十八の四・九十八の五 (略)

(新設)

五十五の十九―五十五の二十一 (略)

五十六―五十九の五 (略)

(新設)

五十九の六・五十九の七 (略)

六十―九十八の二 (略)

(新設)

九十八の三・九十八の四 (略)

九十九〜百二十六の六 (略)

九十九〜百二十六の六 (略)

百二十六の七 二―メチルプロパン酸 二―(一R)―三―

(新設)

「ビス(一―メチルエチル)アミノ」―フエニルプロピ

ル〕―四―(ヒドロキシメチル)フエニルエステル(別名フ

エソテロジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠

中二―メチルプロパン酸 二―(一R)―三―「ビス(一

―メチルエチル)アミノ」―フエニルプロピル〕―四―

(ヒドロキシメチル)フエニルエステルフマル酸塩として八

mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十六の八 (略)

百二十六の七 (略)

百二十七〜百三十六 (略)

百二十七〜百三十六 (略)